

中南米の制度改定動向

2017年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 米州課

【免責条項】

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....

禁無断転載

はじめに

本報告書は、2017年上半期にジェトロの『通商弘報』に掲載された中南米における制度改定の動向をまとめたものである。

2015年から16年にかけて、保護主義的な経済政策の行き詰まりや資源価格の下落等で景気が悪化・停滞した国が多かったが、これらの国々にとっては、財政の立て直しも重要な政策課題となっている。そのため、2016年央から、いくつかの国では歳入増加・財政赤字削減の方策として、増税のみならず企業活動をしやすくする制度改革の動きがみられた。具体的にはブラジルにおける派遣法制定、労働法改訂審議の動き、そして知財に関する制度・組織改革が挙げられる。また、インフラ案件への参画がし易くなるようなアルゼンチンのPPP法の改定も、海外からの資金流入増を狙った財政立て直しのための方策の一つととらえることができよう。

本報告書が中南米地域におけるビジネス展開の一助となれば幸いである。

海外調査部 米州課

内容

*** メキシコ ***

1. 日本からの輸入申告に法人番号が必要に 1
2. 人材派遣を利用する企業に追加税務情報の提出義務 2
3. 研究開発投資の増加分の 30%を税額控除 3

*** アルゼンチン ***

- インフラ投資促す PPP 法の柔軟性増す 7

*** チリ ***

1. 法人所得への課税方法が変更、租税条約の発効相次ぐ 9
2. 労働改革法が発効、団体交渉参加者の範囲拡大 11

*** ベネズエラ ***

- 4つあった公式為替レートを2つに集約 14

*** ペルー ***

- 政権公約の一般売上税引き下げと法人増税に着手 15

*** コロンビア ***

- 付加価値税率を3ポイント引き上げ、消費に悪影響も 17

*** ブラジル ***

1. 動き始めた労働法改革 20
2. 日本との特許審査ハイウエーを4月から試行 21
3. 医薬品関連の特許出願に対する重複審査が解消 22

*** メキシコ ***

1. 日本からの輸入申告に法人番号が必要に

2017年度の貿易に関する一般規則(SAT 貿易細則)別添文書の改定が2月9日に公布され、輸入申告の際に求められる輸出者の納税者登録番号について、5月10日以降に日本から輸入する場合は、日本で導入された法人番号を記入することとなった。

<5月10日以降の輸入に義務付け>

大蔵公債省(SHCP)と国税庁(SAT)は2月9日、「2017年度 SAT 貿易細則別添4、5、7、8、9、11、12、14、15、16、17、19、21、22、23、24、25、26、27、28、30、31の改定」を公布した。このうち、「輸入申告書に入力する輸入者および輸出者の情報」を規定した別添22の中の「納税者登録番号(TAX ID)」の規定が改定され、日本からの輸入に関して「(日本の)輸出者の法人番号」を記入することが義務化された。

これまで米国、カナダ、フランスからの輸入についてはそれぞれ社会保障番号や税務登録番号、付加価値税番号などを記入しなければならず、それ以外の国については、税金支払い用のTAX IDがあればそれを用い、ない場合にはメキシコの輸入者が相手国に同IDが存在しないことを宣誓することで処理していた。

今回の改定で日本からの輸入に関しては、2013年5月に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条15に規定される法人番号を記入することとしている。これは日本の国税庁から法人・団体の識別番号として通知されている数字(13桁)を意味している。

これまでも日本からの輸入に対して税関当局からTAX IDの入力を求められていたが、日本には4年前までその仕組みがなかったことから、その旨の宣誓を行って処理するのが原則となっていたが、日本の税務署で付された整理番号(税務署から送付される法定調書合計表、確定申告書、法人税申告書や納付書などの右上に印字されている8桁の番号)を記入したなど、混乱もみられた。

なお、今回のSAT 貿易細則別添文書の改定では、公布時点で移行措置期間について規定がなかったが、2月16日にSHCPとSATが声明(Boletin) P016号を発出し、5月10日以降(公布から90日後)、新たな措置が義務化されることを明らかにした。しかし、既に日本からの輸入申告において法人番号で通関させている例も多く、通関の遅れなどを避けるためにも、5月を待たず法人番号で申告した方が無難だろう。国税庁の法人番号公表サイトで、法人の商号や所在地などから番号を検索できる。

2. 人材派遣を利用する企業に追加税務情報の提出義務

メキシコ国税庁（SAT）は1月31日、2017年の税制改正で人材派遣サービスを利用する企業に求められることになった、所得税（ISR）や付加価値税（IVA）の追加情報の受け付けを4月から開始すると発表した。企業側は、派遣会社から派遣社員の給与支払証明書などを取り寄せ、提出する必要がある

<2017年の税制改正で導入、4月から受け付け>

今回の制度は2017年の税制改正において、個人所得税や社会保険負担金を支払わない違法な人材派遣会社の取り締まりや、そのような会社を通じて税金や社会保険負担金の支払いを回避する企業の違法行為を防止する目的で、ISR法やIVA法に盛り込まれた。

ISRに関しては、2016年11月30日付官報で公示された改正ISR法第27条Vで、法人の損算入の要件として、人材派遣会社を利用している場合は以下の書類のコピーを派遣会社から取り寄せる必要があると規定し、派遣会社にも派遣先からの要請に応じてコピーを提供する義務を課した。

- (1) 派遣社員に対して給与が支払われたことを証明する書類
- (2) 派遣社員の個人所得税の源泉徴収・支払証明書
- (3) 派遣社員の社会保険負担金（雇用主および被雇用者負担分）の支払証明書
- (4) 個人所得税および社会保険負担金の申告納税受領書（当局発行のもの）

IVAについても、同日付官報で公示された改正IVA法第5条IIで、人材派遣サービスを利用する企業に対し、支払ったIVAを仮払いIVA（注）に計上するための要件として、派遣会社による当該IVAの申告納税証明書のコピーとSATの受領書のコピーを取り寄せる義務を課した。同時に派遣会社に対しても、同IVAの納税を行った同じ月に派遣先の企業に当該文書のコピーを提供する義務を課している。さらにIVA法32条VIIIを改定し、派遣会社に対して派遣先ごとに詳細なIVAの徴収と納税に関する情報をSATに提出することを求めている。

<SAT指定のシステムを通じて提出>

SATは1月31日、ウェブサイト上で2017年の税務細則の第1次改定草案を公表し、人材派遣会社を利用した場合のISRとIVAの納税に関する追加情報の提供を4月から開始することを明らかにした。公表された2017年の税務細則（案）3.3.1.14は、派遣先および派遣元が、SATが後日公表する所定のシステムを通じて、2017年1～3月分の情報について4月にSATに提出することを規定している。

SATへの情報提出システムの詳細は未公表だが、情報提出の前提としては、派遣会社が発行する派遣労働者への給与支払電子証明書は「給与に関するインターネットを通じたデジタル税務証明書（CFDI Nomina）」のバージョン1.2.に準じていなければならない。CFDI Nomina

は外部業者のサービスを利用して発行することも可能で、バージョン 1.2 に対応している業者のリストは [SAT のウェブサイト](#) で確認できる。

<信頼できる派遣会社の利用を>

2016 年第 4 四半期時点で、納税者登録（RFC）も社会保険登録もされていない労働者が就業人口の 57.2% に上るメキシコでは、派遣労働者を社会保険登録なしで働かせている違法な派遣会社もあり、税収や社会保険収入に悪影響を及ぼしている。

近年、政府は人材派遣会社に対する取り締まりを強化している。2009 年 7 月には人材派遣会社の社会保険負担逃れに派遣先の企業が連帯責任を負う社会保険法の改正が行われ、2012 年 11 月末には人材派遣の定義を明確化する労働法の改正も行われた。この定義に基づき、人材派遣サービスの要件を満たさないサービスについては IVA の対象取引と認めず、同サービスに関連して支払った IVA を仮払い IVA として認めないという判例も 2016 年 4 月（公表は 7 月）に出ている。

今回の ISR 法と IVA 法の改正も違法な人材派遣サービスに対する規制強化の流れの一環で、多くの情報を派遣元と派遣先の双方から提出させることにより、SAT が効果的な取り締まりをするために必要な情報を蓄積する狙いがあるとみられる。人材派遣会社のサービスを利用する進出企業は、派遣会社の違法行為について連帯責任を取らされる可能性も否定できないため、タイムリーな情報提供に応じる信頼のおける派遣会社を利用することを心掛けるべきだろう。また、現地で人材派遣サービスを提供する日系企業は、顧客と SAT に対する情報提供を怠らないよう留意する必要がある。

（注）IVA は商品やサービスの対価に 16% を乗じた税額（仮受け IVA）を売り手が買い手から徴収し、同様に財やサービスの仕入れ時に支払った税額（仮払い IVA）を仮受け IVA から控除した上で SAT に納める。IVA は月次確定納税で、毎月 17 日までに前月分の仮受け IVA の合計から仮払い IVA の合計（いずれもキャッシュフローベース）を控除した税額を申告して納税する。設備投資を行った月や輸出などで仮払い IVA が仮受け IVA を上回る場合は、SAT に対して還付申請を行うか、翌月以降の連邦税の納付額と相殺処理をすることが可能。

3. 研究開発投資の増加分の 30% を税額控除

ホセ・アントニオ・ミード大蔵公債相は 4 月 4 日、研究開発（R&D）投資を増加させた企業に対する税額控除プログラム（EFIDT）の公募を開始したと発表した。2017 年は 375 件の投資計画を支援することにより、合計で約 50 億ペソ（約 295 億円、1 ペソ＝約 5.9 円）の R&D 投資を呼び込む目標だ。同プログラムを適用するためには、国家科学技術審議会

（CONACYT）のウェブサイトを通じて 5 月 31 日までに計画を提出し、承認を受ける必要がある。

<R&D 投資総額の GDP 比 1.0%を目指す>

R&D 投資に関する税額控除は、2016 年末の税制改革で所得税法の改正として導入された。所得税法第 202 条に基づき、過去 3 年間の R&D 投資の平均額を上回る投資を行った場合には、その増加分の 30%を当該年の法人所得税から税額控除することが可能となる。ただし、同条は税額控除を通じた国庫の負担総額を年間 15 億ペソまでと定めているため、各企業が税額控除の適用を受けるには、あらかじめ CONACYT、経済省、大統領府、国税庁 (SAT)、大蔵公債省の代表からなる多省庁委員会により投資計画が承認されなければならない。投資計画の承認は CONACYT を通じた公募のかたちで行われ、2017 年は 4 月 1 日～5 月 31 日の期間で公募を受け付ける。

CONACYT は EFIDT のほか、「革新奨励プログラム (PEI)」と呼ばれる企業の R&D 投資計画に補助金を支給するプログラムも毎年実施している。CONACYT のカブレロ・メンドーサ総裁によると、PEI の 2017 年の補助金総額は約 20 億ペソで、民間企業が負担する投資額を合わせると 40 億～45 億ペソの R&D 投資を呼び込むとしている。EFIDT と PEI を合計すると約 90 億ペソの R&D 投資を促進することとなり、2017 年は過去最高の R&D 投資額を実現するとしている (CONACYT プレスリリース 4 月 5 日付)。

政府が R&D 投資を促進する背景には、現状の R&D 投資額が他国と比べるとかなり低水準なことがある。メキシコは外資系企業にとって、米国市場などを視野に入れた輸出製造拠点として発展してきたが、メキシコ国内で研究開発を実施する企業は少ない。ミード大蔵公債相によると、メキシコにおける R&D 投資額の GDP 比は 2012 年の 0.43%から 2016 年には 0.6%に上昇しており、政府としては 1.0%まで引き上げることを目標としているが、それでも OECD 加盟国の平均値 (2.4%) には程遠い (主要各紙 4 月 5 日)。メキシコが単なる低コスト製造拠点としての位置付けから、より付加価値や生産性の高い製造拠点への飛躍を遂げるためには、R&D 投資の拡大が求められている。

<R&D 投資を増加させることが最大の要件に>

EFIDT による税額控除の適用を受けるには、幾つかの条件がある。最も大きな要件としては、単に R&D 投資を行うだけでなく、以前よりも増額しなければならないということだ。所得税法第 202 条および 2 月 28 日付官報で公示され「EFIDT 適用のための一般規則 (以下、一般規則)」によると、税額控除額は過去 3 年間の R&D 投資額の平均と比べて、当該年の R&D 投資額が増加した分に 0.3 を乗じた額だ。従って、投資をこれまでよりも増やさないと控除は得られない。

また、R&D に関連する経費であっても、税額控除の対象となる投資や経費に制限があるため、注意が必要だ。例えば研究開発に要する人件費についても、外部の研究者に対する報酬は対象経費となるが、自社の研究スタッフに対する給与は対象経費にならない (表参照)。

EFIDTによる税額控除の対象と認められる経費と認められない経費

対象	外部研究者に対する報酬
	実験・試作
	フィールドワーク
	試作・実験用工具・ツール
	専門技術研修(必要不可欠なもの)
	専門器具の購入
	外部専門サービスに対する支払い
	実験・検査器具の購入・設置
	専用機械設備の購入
	実験用動植物の購入
	専用器具のレンタル費用
	試作品用の材料購入費
	実験用の試薬や素材購入費
	連携高等教育・研究機関への支払い
	パイロットプラント関連経費
CONACYTの国立研究所のサービス対価	
対象外	社員への給与
	建設工事(パイロットプラントを除く)
	光熱費・通信費・事務用品費(パイロットプラント用を除く)
	一般的な商業生産に関する費用
	機械のメンテナンス費用
	広告費
	許認可取得費用
	輸送費
	債務返済・保険費用
	金利
	外貨売買に関する費用
	金融機関による金融サービス対価
	租税公課
	罰金・延滞金利
	他の公的支援や補助金の対象となった経費
案件形成や申請に関する外部コンサルタントへの報酬	

(出所) EFIDT適用に関する一般規則の別添(2017年2月28日付官報公示)

税額控除の上限額は、1企業当たり5,000万ペソだ(同範囲内であれば、複数の投資計画で税額控除を申請することが可能)。承認された税額控除額が当該年の法人所得税の納税額よりも大きい場合、控除し切れなかった残額をその後10年間にわたって発生する法人所得税から控除することができる(所得税法第202条)。

<CONACYTのウェブサイト経由で5月31日までに申請>

メキシコにおいてR&D投資を実施し、税額控除の適用を申請する企業は、[CONACYTのウェブサイト](#)を通じて5月31日まで(2018年以降は3月1日~4月30日)に申請を行い、さまざまな必要書類をPDF形式でアップロードする必要がある。必要書類の詳細についても、CONACYTのウェブサイトを確認できる。申請内容に関してCONACYTの評価委員会が技術評価を実施した後、多省庁委員会が最終的な承認と控除可能額の決定を行う。評価委員会の技術評価は申請受理期限から45営業日以内に行われ(一般規則第14号)、最終的に多省庁委

員会が承認を行う期限は申請受理期限から3ヵ月以内となっている（一般規則第23号）。評価・承認プロセスの詳細については、CONACYTのウェブサイトから[指針](#)をダウンロードできる。

案件評価では、以下の要素が優先して評価される（数字は優先順位）。

- (1) 複数年に及ぶR&Dプロジェクト
- (2) 特許や実用新案など産業財産権を公に創出する内容
- (3) 試作品などの要素成果物を開発するプロジェクト
- (4) 高等教育機関や公営研究機関と組んだ産学連携プロジェクト（研究開発費の20%以上が同連携機関を通じた支出であることが条件）
- (5) 生産性向上に資する、あるいは質や報酬の水準が高い雇用を生み出すプロジェクト
- (6) 高い利益率や効率性、多くの雇用、大きな経済効果を生み出す大きな戦略、あるいは地域開発戦略の一環であるプロジェクト

申請が承認されて税額控除が認められた企業は、税額控除を適用する対象年の翌年1月（注）に当該R&Dプロジェクトの成果・進捗についてCONACYTへ報告する必要がある。さらに翌2月には、税額控除の対象となった経費が申請時に約束したとおりの目的で支出されたことを証明する公認会計士の報告書を、SATに対して提出する必要がある（所得税法202条および一般規則24号）。

（注）2017年の法人所得税に税額控除を適用するのであれば、同年の法人所得税についての確定申告期限である2018年3月末に先立ち、2018年1月にCONACYTに報告する必要がある。

*** アルゼンチン ***

インフラ投資促す PPP 法の柔軟性増す

民間の資金やノウハウを活用したインフラ投資を促すため、政府は官民連携法（PPP 法）を制定した。PPP の法制化による明確な法的枠組みを実現したことで、公共事業での約 400 億ドルの資金流入を期待する。

<インフラ投資の GDP 比はわずか 3%前後>

アルゼンチンは、2003 年からの 10 年間で、年平均 5.7% の経済成長率を遂げたにもかかわらず、GDP に占めるインフラ投資の割合はわずか 3% 前後にとどまった。インフラ整備が進まなかったことで、今もなお電力、交通、住宅、下水道、医療施設などでの問題が深刻化している。国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（CEPAL）および世界銀行のデータを用いて公共政策を主に調査したシンクタンクのシペックは、1990 年代の GDP に占めるインフラ投資の割合は 6% に達していたとし、2000 年以降の 15 年間でインフラ分野への投資が半減したことが、電力供給の低下やロジスティクスおよび生産コストの上昇を招いたとしている。ジェトロが毎年実施している進出日系企業アンケートでも、投資環境面のリスクとして「インフラの未整備」と回答している企業は 40% を超えている（最新の 2016 年版アンケートでは 43.5%）。

インフラ投資の必要性が増している中、マクリ政権は民間資金やノウハウを活用する官民連携（PPP）方式によるインフラ整備により、持続的な経済成長と雇用創出を目指すことが重要と主張してきた。

こうした中、2016 年 11 月 30 日付で PPP 法第 27328 号が公布された。また、2017 年 2 月 20 日付で、同法を規定する政令第 118/2017 号も公布された。PPP に関しては、2005 年 8 月施行の政令 967 号が既に存在していたが、PPP プロジェクトに対する融資のための奨励措置を定めていない不完全な法的枠組みとの指摘もあり、これまで活用されていなかったため、同政令は今回廃止された。

<民間企業の参加意欲を高める PPP 法>

今回の PPP 法は、契約の際、各事業の必要性とファイナンス状況に合わせて柔軟性を持たせ、民間の参画意欲を高めようとしているのが特徴だ。対象となるのは、インフラ、住宅、事業とサービス、生産性向上、応用研究、技術イノベーションに関連した事業開発促進を目的とするプロジェクト（設計、建設、拡張、修繕、保守、資材調達、開発または運営、資金調達のうち複数を対象にすることも可能）で、人材、資材、装備の提供のみが目的のプロジェクトは対象外としている。契約期間は 35 年を上限とし、政府による一方的な契約変更の権限を制限する。事業者の選定は、公共入札、国内または国際入札などを通じて行われる。契

約に際し、請負側の報酬も柔軟化された。従来の法律（23928号）で規定されていたインデクセーション禁止を排除、つまり外貨でも可能となる。これにより、ドルに対するアルゼンチン・ペソの長期的な切り下げを懸念する企業も参加しやすくなる。

柔軟性に関しては、プロジェクトに必要な財の調達に関しても当てはまる。同法には使用される財およびサービスに関しては最低33%が国産と定められているが、正当な理由が存在すれば例外も認められる可能性は検討され得るとしている。また、環境・持続可能開発省が、入札前にPPP事業のフィジビリティを審査することも法律に含まれた。

さらに、紛争解決手段として、国内または国際法の仲裁を認めるとする条項が加えられた。野党側は反発しているが、政府は、この条項がなくては国外からの長期的な投資誘致は不可能だとし、法的安定性を提供するためにも必須だと主張している。国際法の適用に関しては、政府と国会の承認が必要だ。

このほか、PPP法の枠組み内で開発されるプロジェクトは「国益」と見なし、全てのPPP契約書および下請契約書に対する印紙税の免除を促している（政令第118/2017号）。PPP事業を管理する「PPPユニット」が金融省傘下に設けられ、財務省の支援を受けることになる。

南米では、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ペルー、コロンビア、チリ（コンセッション法）が既にPPP事業を活用しているため、アルゼンチンにおいても同様の法制度制定の必要性が訴えられていた。政府は、今回のPPP法制化によって、公共事業に約400億ドルの資金流入が期待できるとしている。

*** チリ ***

1. 法人所得への課税方法が変更、租税条約の発効相次ぐ

2017年から、法人所得への課税方法が変更された。会社の形態などによってインテグランド方式かセミ・インテグランド方式のいずれかになった。両方式では法人税率や追加税の課税対象所得が異なり、法人税の税額控除率は、送金先国と租税条約を締結しているか否かによっても異なる。日本とは1月1日に租税条約の適用が始まり、利子と使用料の送金に対する課税率が引き下げられた。

<2つの方式で異なる法人税率>

2014年の税制改革（法20780号、2014年9月29日官報掲載）により、2017年から法人所得への課税方法が、インテグランド方式（所得税法14条A）かセミ・インテグランド方式（14条B）かになった。

税制改革簡素化法（法20899号、2016年2月8日官報掲載）により、インテグランド方式を選択できるのは、自然人のみで構成される個人起業家、個人有限責任会社（E.I.R.L.）、一部の簡易株式会社（SpA）などとされ、株式会社（S.A.）および出資者に法人が含まれる企業はセミ・インテグランド方式となった。法人税率は、インテグランド方式では25%、セミ・インテグランド方式では25.5%で、2018年以降は27%となる。

なお、中小企業の場合はインテグランド方式のほかに、会計処理などが簡略化される方式（所得税法14条Ter-A）や、農業、運輸、鉱業の中小企業に対する推定所得に基づく課税方式（34条）を選択することもできる。

<追加税の課税対象や税額控除にも違い>

配当の海外送金については、チリ非居住者を対象に追加税（源泉税）35%が賦課され、そこから法人税が税額控除されるが、2017年からは選択した課税方式により、追加税の課税対象と法人税の税額控除率が異なる（表1参照）。

表1 法人所得への課税率(2017年)

租税条約		インテグランド方式		セミ・インテグランド方式	
				あり	なし
法人税(第1カテゴリー税)		25%		25.5%	25.5%
追加税	配当送金額	35%		35%	35%
	その他の所得	35%		0%	0%
法人税の控除		25%		25.5%	16.575%
最終的な課税率	配当送金額	35%		35%	43.925%
	その他の所得	35%		25.5%	25.5%

(注)セミ・インテグランド方式の場合、2018年以降は法人税率が27%となるため、配当送金額に対しては44.45%、その他の所得に対しては27%となる。

(出所)所得税法(法令DL824号、1974年)

インテグランド方式を選択した場合は、全所得に対し35%の追加税が賦課され、法人税の100%が税額控除される。これに対しセミ・インテグランド方式では、配当・送金額に対してのみ35%の追加税が賦課され、法人税の税額控除率は65%となる。そのため最終的な課税率は、インテグランド方式では全所得に対し35%となり、セミ・インテグランド方式の場合には、2017年は配当・送金額に対しては43.925%、それ以外の所得に対しては法人税のみが賦課されるため25.5%となる。

ただし、チリとの租税条約が発効している国へ配当・送金する場合は、両方式ともに法人税の100%が税額控除される。また、2017年1月1日までにチリと租税条約を締結している国へ配当・送金する場合も、暫定措置として、2019年12月31日までは法人税の100%が税額控除される。

2014年の税制改革発表後、日本、中国、アルゼンチンなど計7カ国との租税条約が発効し、2017年1月1日時点で32カ国と発効、2カ国と締結状態になっているため、これら34カ国には租税条約発効・締結による法人税100%の税額控除が適用される。

<日本は租税条約で利子などの送金税率が軽減>

日本とチリの間では2017年1月1日に日智租税条約の適用が開始され、利子と使用料の送金に対する課税率も大幅に引き下げられた（表2参照）。

表2 利子と使用料の送金にかかる課税率

	利子		使用料	
	銀行など 受け取り	その他	設備	その他
チリ所得税法の追加税の税率	4%	35%	15~30%	
日智租税条約税率	4%	10%(注)	2%	10%

(注) 発効後2年間は15%。

(出所) 所得税法(法令DL824号、1974年)、日智租税条約

ただし、チリ国外の関連会社（10%以上の資本・利益を所有など）への利子送金に関しては別途、過少資本税制（所得税法41条F）により、年度末の負債総額が純資産の3倍を超過した場合、その超過分が資産全体に占める割合に応じた債務者負担となり、35%が賦課されるので注意が必要だ。

また、使用料に関しては、日本など所得税が30%未満の国に所在する関連会社へ送金する場合に限り、全所得の4%まで使用料が経費として税額控除される。

2. 労働改革法が発効、団体交渉参加者の範囲拡大

4月1日、労働改革法（20940号、2016年9月8日官報掲載）が発効した。ILO条約87号「結社の自由および団体権保護」、98号「団体権および団体交渉権」と整合性を持たせたもので、団体交渉の対象となる事項や参加者の範囲を拡大、非組合員への合意内容の適用に変更が加えられたほか、組合役員への女性参加の仕組みなどが定められた。

<一時契約や見習い労働者にも団体交渉権>

労働改革法の団体交渉に関する主な変更点は次のとおり。

(1) 団体交渉に参加できる者の範囲の変更（第305条の改定）

一時契約の労働者、季節労働者、見習い契約の労働者、採用・解雇に関する権限を有する労働者なども団体交渉に参加できるようになった。ただし、代表権限を有する労働者、経営に関し一般的な権限を有する労働者、中小企業で上位管理権限のある者などは除外された。

(2) 団体交渉の対象となる事項（第306条の改定）

これまでは、賃金（労働契約に基づく対価）、物品または現金によるその他の経済的利益、共通の労働条件のみが団体交渉の対象とされていたが、改定により、仕事と家族における責任の両立、親権行使、機会均等、男女平等、不平等な状況の是正、職業訓練、福祉サービス整備、紛争解決メカニズムに関する合意や特別労働条件なども対象とされた。

(3) 特別労働条件（374～377条の改定：2007年改定版第38条）

労働者の30%以上が労働組合に加入している場合、週4勤3休制や、育児・介護など家族を養う責任を有する労働者に対する勤務場所・勤務時間帯の調整などに関し団体交渉を行うことができるようになった。

(4) 情報提供（315～319条の改定：2007年改定版第315条）

企業の規模（505条に規定の労働者数）に応じ、企業が労働組合に提供すべき情報が定められた（表参照）。

労働組合への情報提供義務

	企業規模(労働者数)			
	零細企業 (1～9人)	小企業 (10～49人)	中企業 (50～199人)	大企業 (200人以上)
毎年 (定期的)	・収支に関する情報(選択の法人税納税方式で定められている会計方式に従う)			・貸借対照表 ・損益計算書 ・監査済み財務諸表 ・証券・保険監督庁へ提出が義務付けられている情報
団体交渉前	・共同出資者の給与明細		・申請団体に加入している労働者の給与情報	

(出所)労働法315～316、318条

また、大企業の労働組合は1年に1回、中企業の労働組合は団体交渉前に、労働者の要求・異議申し立て・相談・提案を受理する役職に就いている者または従業員（154条の6）の給与情報を申請できるようになった。

(5) 最低条件（336条、341条の改定：2007年改定版第369条）

団体交渉時には、「団体契約案の提示時に有効だった労働協約と同じ内容」が最低条件として保障されており、以前は、その最低条件から給与の調整（物価などによる調整）のみが除外されていた。改定により、さらに実質的な給与の増加や特別労働条件に関する合意、労働協約署名時にのみ与えられる経済的利益、非組合員への適用なども除外された。そのため、これらに関しては団体交渉のたびに内容を改めることができるようになった。また、企業の経済状況により正当化される場合は、双方の合意により新336条の最低条件を引き下げ、現行の内容を下回る労働協約に署名できるようになった。

<非組合員への合意内容の適用でも変更>

(6) 非組合員への適用（321～322条の改定：2007年改定版第346条）

これまで雇用者の一存で非組合員に対しても団体交渉で合意に至った内容を適用できたが、その際、非組合員には75%の組合費の支払いが義務付けられていた。改定後は、労働組合と雇用者の合意により適用条件（組合費の全額または一部の支払いなど）が書面で定められることとなり、非組合員は適用を受けるか否かを選択できるようになった。

(7) ストライキ権、ストライキ中の必要最低限の業務（345条、359～363条の改定：2007年改定版第381条）

改定により、ストライキ中は内部または外部からの欠員補充や契約社員の雇用が禁止された。これまでは補償一時金支給などの条件を満たせば、ストライキ中に代替労働者の雇用が可能だった。一方、労働組合に対しては、雇用者との合意に基づき、企業の資産・設備の保護や事故防止、公的サービスなどの提供、環境・公衆衛生上の被害予防などのために必要な最低限の業務を行う要員の提供が義務付けられた。労働組合からそれらの要員が提供されなかった場合、雇用者は労働局に通知し、代替労働者の契約などの措置を講じることができる。最低限の業務内容、実施要員の決定に当たっては、雇用者が労働協約失効の180日前までに書面にて提案を行うこととされ、双方が合意に至るまでの期間は30日間とされた。

(8) 産業別組合による団体交渉（364条の改定、227条への修正：2007年改定版第334条）

複数の企業の労働者により形成される産業別組合との団体交渉を拒否できるのは零細企業、小企業の雇用者のみとされた。また、労働者数が50人以下の企業において、労働組合、産業別組合が団体交渉を行うには、その企業から最低8人、かつ50%以上の労働者の参加が必要とされた。

(9) 女性参加（231条への修正、330条の改定）

新たに女性参加に関する条項が盛り込まれた。労働組合同規約において、組合役員に3分の1以上または女性組合員の割合に応じた女性が参加するようなメカニズムを組み込む

こととなった。また、女性労働者がいる企業では、交渉委員会には少なくとも1人の女性の参加が義務付けられた。

そのほか、新たに労働組合の結成などを支援するための恒久基金（労働改革法2～3条）および公共政策策定のための政府、雇用者、労働者の代表からなる労働上級協議会（労働改革法4～11条）が設立されることとなった。

*** ベネズエラ ***

4 つあった公式為替レートを 2 つに集約

2016 年は特筆すべき制度改定がほとんどなかったが、3 月に実施された為替管理制度の見直しは数少ない重要な変更だった。近年は 2~3 月に新たな為替管理制度が施行されるのが慣例で、2017 年も新たな制度の発表が見込まれている。

<国会で可決された法案のほとんどに違憲判決>

2016 年は国会が機能不全に陥り、特筆すべき制度改定はほとんど行われなかった。2015 年 12 月の選挙を経て 2016 年 1 月に始まった新国会では野党が議席の過半数を占めたが、最高裁判所の判事は与党に近いので、マドゥロ大統領は野党主導で可決された法案を最高裁の違憲審査にかけ、最高裁はその多くを憲法違反とした。国会の年次報告書によると、2016 年は 15 件の法案を可決したが、そのうち 14 件は最高裁により違憲の判断が下され、法律となったのは刑務所内での携帯電話使用規則法のみだった。

政府は国会で与党が多数を占めていた 2015 年に、中央銀行法、公共組織金融法、食料補助制度法の改正案など多くの重要法案を駆け込みで成立させた。そのため 2016 年は、緊急事態令や省庁による行政決定のレベルで現行制度を微修正するにとどまった。

<ドルには政府管理外のレートで両替>

その中で最も日本企業への影響が大きかったのは、3 月に施行された為替協定 35 号による為替管理制度の見直しだ。それまで 1 ドル=6.3 ボリバルの固定為替レート、12.5 ボリバルの変動制の SICAD1 レート、52 ボリバルの変動制の SICAD2 レート、200 ボリバルの変動制の SIMADI レートの 4 つの公式為替レートが存在していた。それが為替協定 35 号により、1 ドル=10 ボリバルの固定為替レートと変動制の SIMADI レート（2017 年 2 月 21 日現在、1 ドル=約 690 ボリバル）の 2 つの公式為替レートに集約された。ただし、ボリバルをドルに両替する場合、公式為替レートで両替することは困難で、多くの場合は並行レートと呼ばれる政府管理外の為替レートで両替しているのが実態だ。

為替レートの動向は企業経営に大きな影響を及ぼしている。2016 年のインフレ率は 700% を超えたといわれているが、その一方で、公式為替レートは過大評価されたものとなっているため、大幅なコスト増につながっている。また、現在の政治・経済情勢では、インフレ率と為替レートの予想を立てることが極めて困難で、事業計画も立てられない。2017 年 2 月に入り、ラモン・ロボ経済担当副大統領兼経済財務相は、近々新たな為替管理制度の発表があるだろうとコメントしている。2017 年も新たな制度に振り回される年になることは間違いなさそうだ。

*** ペルー ***

政権公約の一般売上税引き下げと法人増税に着手

ペルー政府は、国会審議を経ずに立法および公布を可能とする立法権限移譲法に基づき、経済活性化を狙いとする一般売上税（IGV）引き下げなどの税制改革に着手した。また、IGV引き下げに伴う税収減を補うための法人税引き上げで企業の税負担が増すこととなった。なお、IGV引き下げは、5月末時点の税収状況を基に最終判断される予定だが、7月からの引き下げ実施は困難とみられている。

<一般売上税引き下げの7月実施は絶望視>

2016年7月に発足したクチンスキー政権は、経済活性化政策の目玉として、消費税に相当する一般売上税（IGV）を18%から漸次15%まで引き下げる減税策を公約に掲げていた。IGVの引き下げで消費を活性化するとともに、IGVを納税しないインフォーマルセクターのフォーマル化を目指す。

今のところ7月に現行の18%から1ポイント引き下げて17%にする計画だが、拡大しつつある財政赤字のさらなる拡大を回避するため、一定条件を満たした場合に実行すると定められた。つまり、5月末時点のIGVの年間税収額（移動12ヵ月）がGDP比7.2%を超えた場合に引き下げることになる。この基準は2014～2015年の税収額をベースに、財政に影響を及ぼさない税収の水準つまり財政赤字をGDP比2.5%で維持する前提で設定された。

なお、2016年8月時点の経済財政省発表の「多年度マクロ経済枠組み（MMM）」によると、2016年から2017年にかけて経済は順調に推移し、GDP比7.2%の税収目標は達成可能の見通しだったが、2017年に入り経済成長へのマイナス要因が生じ、IGVの税収も落ち込んでいることから、7月の税率引き下げは絶望視されている。

経済成長鈍化の要因としてはまず、ブラジルのオデブレヒトによる贈賄事件が次々と明らかになったことが挙げられる。これにより、ペルー南部ガスパイプライン建設プロジェクトなどにコンソーシアムとして参画していた当該企業が除外、プロジェクトは中断され、2018年に再入札が行われることになった。また、エルニーニョ現象の影響を受け、太平洋側の特に農業地帯である北部を中心に記録的な豪雨が続いたことも大きい。3月には河川の氾濫や土石流、土砂崩れなどが発生し、道路の冠水や橋の損壊など、一部の地域では道路が通行止めになるなどの被害が発生した。政府は5月末の税収実績を精査した上で、IGVの引き下げについて新たに法案を提出し実現を目指す予定としている。

<引き下げた法人税率が2年で引き上げに>

政府は2016年12月10日、法人税を現行の28%から29.5%へ、配当税については6.8%から5%へと引き下げることを決定していた。これはIGVの減税分を補うのが目的で、企業の

税負担増を招き、外国投資を促進する観点からは逆行する政策になりかねない。ウマラ前政権時代の2015年1月に、外国直接投資促進や民間投資拡大を主な狙いとして、当時の法人税率30%から28%への引き下げが行われたが、わずか2年で税率は引き上げられた。

当時は、法人税率を2019年までに26%へ引き下げる代わりに、外国企業が本国へ配当を送金する際の配当税については、当時の4.1%から2015～2016年に6.8%、2017～2018年8%、2019年以降は9.3%まで引き上げる予定だった。つまり、ペルーで事業を行う外国企業の利益を本国への送金ではなく、国内で再投資するよう促すとともに、法人税引き下げ相当分の税収を確保する狙いもあった。

<立法権限委譲法で公約の実現目指す>

クチンスキー大統領は立法権限委譲法に基づき、(1) 経済活性化、(2) 治安対策、(3) 汚職撲滅、(4) 上下水道整備、(5) 石油公社のインフラ改善の優先5分野について、2016年10月9日付法律第30506号を公布した。同法により90日間の立案期間が政府に与えられ、期限の2017年1月7日までに112件の立法令を公布した。経済活性化の柱では、IGVを18%から17%に引き下げる減税策（立法令第1347号、注）と、同減税分を補うための法人税引き上げ策（立法令第1261号）を公布した。国会で最大の議席数（130議席中72議席）を有するケイコ・フジモリ氏が党首のフェルサ・ポプラー党は、これらの税制改革が経済成長に有効に働くのか、政策効果を問う姿勢を示している。

（注）IGV18%は国税16%と地方振興税2%の合算。立法令第1347号はIGV16%を15%に引き下げることを定めたもので、地方振興税と合わせた税率を17%とするもの。

*** コロンビア ***

付加価値税率を3ポイント引き上げ、消費に悪影響も

コロンビアでは2014年末の税制改正からわずか2年で、新たな税制改正案が議会で承認された。付加価値税（IVA）の標準税率3ポイント引き上げや、一部食品に適用されていたIVA特別税率が廃止され標準税率が課されることなどが、消費者に与える影響は大きいとみられる。財政健全化のために不可欠とされていた税制改革が実現したことにより、格付け会社によるソブリン債の格付け引き下げは当面回避したが、今後18ヵ月間で財政状況が改善しない場合には、見直しの可能性もある。

<2022年までに22兆ペソの追加税収見込む>

2014年12月の税制改正に対する企業の反発を受け、ここ数年の原油価格下落で生じた財政赤字解消も焦点として、議会で審議されてきた新たな税制改正案が2016年12月30日に承認され、2016年法律第1819号として施行された。マウリシオ・カルデナス大蔵・公債相は、1年目の2017年に6兆5,000億ペソ（約2,535億円、1ペソ＝約0.039円）、その後2022年までに計22兆ペソの追加税収が見込まれるとし、過去の税制改正の中で最も意欲的な構造改革だ、と自信を示した。フアン・マヌエル・サントス大統領は、新たな税収はさまざまな社会プログラムの財源となり、数年のうちに多くのコロンビア人に還元されるだろうと述べ、国民に理解を求めた。

一方、産業界の反発は根強い。コロンビア産業連盟（ANDI）代表のブルース・マック・マスター氏は、前回の税制改正から2年間、構造的かつ国際競争力を高めるための新たな税制を期待していたが、その機会は失われたとし、2014年の税制改正から有意な進展がなかったことに憤りをみせた。

<付加価値税率の引き上げや法人税の簡素化を実施>

今回の税制改正により、IVAの標準税率が16%から19%に引き上げられた（表参照）。対象品目は全品目の59%だが、今まで特別税率として5%が課税されていたパスタ、マーガリン、ソーセージ、シリアル、家事用品、衣類などの税率も19%に引き上げられており、消費者への影響は大きい。

主な税制改正

種別	税率など
法人所得税 (Impuesto sobre la renta y complementarios)	2017年34%、2018年33% 課税所得額が8億ペソを超える法人に対しては、2017年6%、2018年4%の上乗せ課税が適用される。 フリートレードゾーン利用企業は20%
(参考)2016年までの法人税および税率	法人所得税(ISR):25% 公平税(CREE):9%(課税所得8億ペソ超は+6%) 保有資産税:0.15~1%(保有資産額に応じて変動、課税ベースは資産額) フリートレードゾーン利用企業は15%
付加価値税 (IVA)	標準税率19%、特別税率5%または0% 0%:牛肉、魚、養殖エビ、卵、牛乳、乳児用ミルクなど 5%:コーヒー、小麦粉、食用油、チョコレート、電気自動車(10人乗り以上)、生理用品など
たばこ税 (Impuesto al consumo de cigarillos y tabaco elaborado)	1箱(20本)当たり700ペソ
ガソリン・軽油税 (Impuesto nacional a la gasolina y al ACPM)	ガソリンは1ガロン当たり135ペソ、軽油は152ペソ
単一課税 (Monotributo)	所得額が1,400UVT(注)から3,500UVTの小規模事業主に対する課税。所得額に応じ、16UVT、24UVT、32UVTの課税。

(注) UVTは課税基準単位。2017年の1UVTは3万1,859ペソ。

(出所)2016年法律第1819号を基に作成

法人に課せられていた所得税、保有資産税、公平税(CREE)およびその上乗せ課税は所得税に一本化され、税率は2018年には33%となる。しかし、フリートレードゾーン(保税地区)を利用する企業に対しては15%だった所得税が20%に引き上げられることになり、投資と雇用への影響が懸念される。一方、ロイヤルティーにかかる源泉税率は33%から15%へ、配当金にかかる源泉税率は0%から5%に改正された。法人税の種類は減ったものの、税率は必ずしも低下しておらず、産業界が期待していた内容にはなっていない。

また、環境関連税制としてスーパーなどで使用されるプラスチック製レジ袋に対する課税や、小規模事業主に対する単一課税が新設された。金融取引税の税率0.4%(1,000ペソに対し4ペソ)は据え置かれた。

コロンビアの税制の複雑さと実効税率の高さは、世界銀行が発表している「Doing Business 2017」の競争力指数にも表れている。総合では190カ国中53位と中南米諸国ではメキシコに次いでビジネスのしやすい国となっているが、徴税の項目は139位と低い評価になっている。1990年以降、1~3年ごとに計14回もの税制改正が行われており、コロンビアに進出している日系企業から、ビジネス活動を展開するに当たっての阻害要因として最も多く挙げられるのが税制だ。

<S&Pの格付け引き下げは回避>

今回の税制改正の目的の1つに、格付け会社スタンダード&プアーズ(S&P)による長期外債建て債務格付けの引き下げ回避があった。S&Pは2016年2月、原油価格下落が経済に

及ぼす悪影響を理由に、サウジアラビアやブラジルを含む産油 4 カ国の格付けを引き下げた。この時、輸出総額の 36%を原油が占めているコロンビアは、格下げを免れたものの、見通しを「安定的」から「ネガティブ（弱含み）」に修正されていた。

今回の税制改正を受けて、S&P は 1 月 18 日、コロンビアの格付けを「トリプル B（ネガティブ）」に据え置くと発表した。同時に、次の 18 ヶ月間で財政状況が改善しない場合には、格付け見直しの可能性があることも示した。

*** ブラジル ***

1. 動き始めた労働法改革

ブラジル進出日系企業が問題と指摘する事項に労働法がある。1943年に定められた労働法は、硬直的で労働者保護の色彩が濃い内容となっている。テーメル政権は労働法を改正し、法制度の近代化を図ろうとしている。

<改正案が下院で審議中>

労働省は2016年12月22日、現行の統一労働法（1943年5月1日付大統領令第5452号、CLT）の近代化を図るための改正案を発表した。下院で6787/2016号として審議されている改正案はテーメル政権の目玉の1つで、旧態依然とした統一労働法に対し、労働協約の裁量を広げて運用の柔軟化を図り、臨時雇用契約やパートタイム労働についても制限を緩和する内容となっている。改正案のポイントは次のとおり。

(1) 年次有給休暇の権利

統一労働法では12ヵ月間の勤務に対して、次の12ヵ月の期間内に30日間の休暇取得が定められている。この30日間は原則として一括連続で取得することになっており、ごく一部の例外を除いて分割取得は認められていない。このため、人数の少ない企業では業務に支障が生じるとして、制度の柔軟化が求められていた。改正案では、この休暇取得を、労働協約により3分割まで認め、その場合、1つの期間は連続した2週間とする。

(2) 勤務時間

現行制度では最大で1日8時間、週44時間が勤務時間となっており、これを超える時間は超過勤務と見なされ、平日の場合50%の割増賃金を支払う必要がある。改正案はこの1日の勤務時間に関して労働協約による裁量を認めている。ただし条件として、月220時間、1日12時間の上限や、勤務翌日の勤務時間との間に最低11時間の間隔を取り、1日の勤務時間内に30分以上の休憩を設ける必要があるとしている。つまり、これまで8時間を上回る労働時間は超過勤務と一律に見なされていたが、改正案では1日の勤務時間が12時間まで認められるため、超過勤務時間については労使間の合意に委ねられることになる。

(3) 勤務時間の振替・相殺制度

労働協約の下で認められている勤務時間の振替・相殺制度について、現行の制度では原則として1日8時間の勤務時間を対象に別の日に振り替えるものとなっている。改正案ではこれを、超過勤務に相当する勤務時間の振り替えを認め、50%の割り増しを反映、すなわち勤務1時間に対して1.5時間を振替・相殺できる制度とする。

(4) 臨時雇用契約

現行制度では臨時雇用契約について期間は最長で 90 日間だが、これを 120 日間とする。なお、現行制度でも 1 回に限り契約期間の更新が可能だが、120 日間の場合でも同様とする。臨時雇用契約により雇用される労働者も労働手帳への記載が必要で、統一労働法の下での労働者の権利が引き続き保障される。

(5) パートタイム労働

現行制度でパートタイムの労働時間と定められている 1 週間に 25 時間という上限を 30 時間に拡大する。また、パートタイム労働は超過勤務を認められていないが、1 週間に 26 時間までの勤務時間とした場合には 6 時間まで超過勤務を認める。この超過勤務は 50% の割増賃金を支払う。

ロナウド・ノゲイラ労働相は 2 月 16 日に行われた下院公聴会で、改正案が労働者の権利を奪うものではなく、労働協約の法的安定性を保証するものだと強調している。また OECD の報告書を引き合いに、OECD 諸国では 16～17% の労働者が臨時雇用契約およびパートタイム労働であるのに対して、ブラジルは 6% の水準にとどまっていると指摘し、雇用拡大にも寄与すると述べている。同相は、2017 年上半期中の労働法改正を目指す考えを示している。

2. 日本との特許審査ハイウエーを 4 月から試行

ブラジル産業財産庁 (INPI) と日本の特許庁 (JPO) は、特許審査ハイウエー (PPH) 試行プログラムを 4 月 1 日から 2 年間実施する。INPI では特許出願に対する最初の審査結果が出るまで平均で 10 年を要しているが、出願人が INPI に PPH を申請することで、審査期間が大幅に短縮されるとみられる。これにより、日本企業はブラジルで早期に特許権を取得することが可能となり、円滑な事業展開が期待されている。

<2019 年 3 月末まで 200 件を上限に申請受け付け>

ジェトロ・サンパウロ事務所と JPO が 3 月 16 日に共催した「日伯間の知財協力に関するセミナー」において、両国政府・業界関係者約 140 人が見守る中、ルイス・ピメンテル INPI 長官と小宮義則 JPO 長官が PPH 試行プログラム開始に関する合意文書に署名した。PPH は、第 1 庁 (先行庁) で特許可能と判断された発明を有する特許出願について、出願人の申請により、第 2 庁 (後続庁) において簡易な手続きで早期審査が受けられる枠組みだ。

セミナーにおける三浦和幸 JPO 国際協力課長の説明によると、INPI と JPO は 4 月 1 日から 2019 年 3 月末まで、それぞれ 200 件を上限として PPH の申請を受け付ける。申請に関しては、1 出願人当たりの可能件数に制限 (1 出願人当たり 4 ヶ月に 6 件、ただし試行期間最後の 4 ヶ月はこの制限が撤廃) が設けられている点と、対象技術分野が IT 分野および自動車関連技術を中心とした機械分野に限定されている点に留意する必要がある。JPO への申請に関しては、1 出願人当たりの可能件数や対象技術分野に制限は設けられていない。

<日本は中南米各国との PPH ネットワークを推進>

JPO は 2006 年に米国特許商標庁 (USPTO) と PPH を開始し、現在は 35 カ国・地域と実施している。中南米では 2011 年 7 月からメキシコ、2014 年 9 月からコロンビアとそれぞれ PPH を開始している。

JPO はブラジル以外にもアルゼンチンとチリの PPH の試行を、それぞれ 2017 年 4 月と 8 月に開始することで合意しており、ペルーとも交渉を進めている。今後、中南米各国との PPH ネットワークの整備が進み、日本企業がこれらの国で早期に特許権を取得できるようになることが期待されている。

ホンダサウスアメリカのマルコス・ベント法務部長はセミナーで、「ホンダのブラジル国内における製品開発および知財活動」と題したプレゼンテーションを行い、模倣品対策を進める上での権利行使、さらには国内で自動車開発を進める上でも今回の日本・ブラジル間の知的財産面での協力は極めて重要だ、と強調した。

<米国との PPH では出願日にも制限>

INPI は 2016 年 1 月から USPTO と PPH の試行を実施している。期間は 2 年で、INPI への申請は上限が 150 件となっている。対象技術分野は石油・ガス分野に限定され、出願日にも制限 (2013 年 1 月 11 日以降) が設けられている。1 出願人当たりの申請可能件数に制限は設けられていないが、対象技術分野と出願日に厳しい制限があるため、3 月 16 日時点で 38 件しか申請が出されていない。

INPI は 2016 年 12 月から、欧州特許庁 (EPO) と PPH 交渉を行っているもようだが、今回の日本との PPH 開始により、IT 分野や自動車関連技術を中心とした機械分野におけるブラジルへの特許出願は早期に審査結果が得られる点で日本企業が有利になるとみられている。

3. 医薬品関連の特許出願に対する重複審査が解消

ブラジルでは、産業財産庁 (INPI) と国家衛生監督庁 (ANVISA) の両機関が医薬品分野の特許出願に対する特許審査を重複して実施しており、審査遅延の原因の 1 つとなっていた。INPI のピメンテル長官と ANVISA のバルボーザ長官は 4 月 12 日、この重複審査問題を解決することを目的とした新たな規則に署名した。この規則により今後、ANVISA は薬害のリスクなど公衆衛生の観点からのみ審査を行い、特許要件については INPI が単独で審査することになる。重複審査が解消されることから、医薬品関連特許出願の審査の迅速化が期待される。

<二重審査が審査遅延の原因の1つに>

現行のブラジル産業財産法（特許制度に関する規定を含む）は1996年に制定され、2001年の改正で「医薬用の製品および方法に関する特許の付与は、国家衛生監督庁（ANVISA）の事前の同意を必要とする」との条文（第299C条）が導入された。この条文に関する細則などは存在せず、「事前の同意」の範囲が、公衆衛生の観点からの同意を意味するのか、それとも特許性という観点からの同意も含むのかは明らかではなかったが、ANVISAはこの条文における「事前の同意」の範囲に特許要件の審査も含まれるとの解釈の下、独自に特許審査も行っていた。

2012年5月まではINPIが特許可能と判断した医薬品関連特許出願をANVISAがあらためて審査するスキームだったが、同年6月以降はINPIが受理した医薬品関連特許出願をまずANVISAに送付し、ANVISAが承認した特許出願のみINPIがあらためて特許審査を実施するスキームに変更されている。このような特許審査を別機関で二重に実施する特殊な制度は、ブラジルにおける特許審査遅延の原因の1つになっている。日本国際知的財産保護協会が公表している「[ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書](#)」（42ページ）によると、特許出願日からINPIによるファーストアクション（審査結果の最初の通知）までの期間は、医薬品分野で平均12年以上となっている。

<新たな規則は公布の60日後に施行>

2017年4月12日に大統領公邸で、テメル大統領らが見守る中、INPIのピメンテル長官とANVISAのバルボーザ長官が重複審査問題を解決することを目的とした新たな規則に署名した。署名式の様子は[INPIのウェブサイト](#)（ポルトガル語）でも紹介されている。この規則（ポルトガル語）により、今後は、ANVISAは薬害のリスクなど公衆衛生の観点からのみ審査を行い、特許要件についてはINPIが単独で審査することになる。重複審査が解消されることから、医薬品関連特許出願の審査の迅速化が期待される。新たな規則の概要は以下のとおり。

- (1) ANVISAの役割：ANVISAは公衆衛生の観点（国内で使用が禁止されている成分が含まれていないかなど）から医薬品関連特許出願の審査を行い、その審査結果をINPIに伝える。特許要件については判断を行わないが、特許出願が統一医療保険システム（SUS）の医薬品供給政策に影響があると考えられる場合には、ブラジル産業財産法第31条の規定「出願公開から審査終了までの期間においては、利害関係人は審査に資する書類および資料を提出することができる」に基づき、特許性に関する資料などをINPIに提出することができる。
- (2) INPIの役割：ANVISAの審査後に医薬品関連特許出願が特許要件を満たしているかについて審査する。ただし、ANVISAから承認不可とされた案件については出願を却下する。

- (3) 透明性の確保：ANVISA へ送付する案件のリストや処理結果などについて、INPI が発行する公報 [Revista Electronica da Propriedade Industrial (RPI)] に掲載する。
- (4) 早期審査への対応：早期審査対象案件については、早期審査対象案件であるという情報が INPI から ANVISA に RPI を介して通知される。
- (5) 経過措置：現在係属中の案件も新しい規則に基づいて処理される。
- (6) 施行日：公布（2017 年 4 月 12 日）から 60 日後に施行される。
- (7) INPI と ANVISA の連携強化：データベースなどを介して審査関連情報が両機関で共有される。また、医薬品関連特許出願の審査に関する相互理解を深めるワーキンググループを両機関が合同で設置する。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170032>

中南米の制度改定動向

作成者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-4690（海外調査部米州課）

<http://www.jetro.go.jp>
